

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款B）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第1条～第2条第1項（変更なし）	第1条～第2条第1項（省略）
<p>第2条</p> <p>2 乙は、甲から委託された産業廃棄物を甲乙間の委託契約書に定める産業廃棄物の種類に応じて、<u>表2</u>に記載する場所の所在地、方法及び処理能力にて適正に処分する。</p> <p>3 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力を<u>表3</u>のとおりとする。なお、中間処理後に残査が発生しない産業廃棄物は、中間処理の完了をもって最終処分の完了とする。</p> <p>4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、<u>委託契約書にその旨を記載する。</u></p>	<p>第2条</p> <p>2 乙は、甲から委託された産業廃棄物を甲乙間の委託契約書に定める産業廃棄物の種類に応じて、<u>表3</u>に記載する場所の所在地、方法及び処理能力にて適正に処分する。</p> <p>3 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力を<u>表4</u>のとおりとする。なお、中間処理後に残査が発生しない産業廃棄物は、中間処理の完了をもって最終処分の完了とする。</p> <p>4 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、<u>委託契約書にその旨を記載する。</u></p>
第3条～第8条（変更なし）	第3条～第8条（省略）
<p>第9条第1項</p> <p>甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。<u>ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。</u></p>	<p>第9条第1項</p> <p>甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。</p>
第9条第2項～第13条（変更なし）	第9条第2項～第13条（省略）
<p>第14条</p> <p>本契約の末尾に記載された表1ないし表3に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することがある。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。</p>	<p>第14条</p> <p>本契約の末尾に記載された表1ないし表4に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することがある。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。</p>
第15条～第16条、表1（変更なし）	第15条～第16条、表1（省略）
<p>表2 <u>甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分の場所、及び処理能力</u></p> <p>（旧表2を削除し旧表3に差替え）</p>	表2、表3（省略）
<p>表3 <u>最終処分場の場所、方法及び処理能力</u></p> <p>（旧表4に差替え、以下修正）</p>	表4（省略）

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款B）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

<p>①事業場記載順 50 音順</p> <p>②住友大阪セメント(株) <u>高知工場</u> <u>住友大阪セメント(株) 栃木工場</u> <u>太平洋セメント(株) 熊谷工場</u> <u>太平洋セメント(株) 埼玉工場</u> <u>太平洋セメント(株) 大分工場</u> 以上 5 事業場を削除</p> <p>③野村興産(株)イトムカ鉱業所 <u>イ、ロを統一</u> 焙焼・再生処理能力 <u>159.24 t/日</u></p> <p>④事業場追加 <u>麻生セメント(株) 田川工場</u></p> <p>⑤所在地を許可証通り表示</p> <p>⑥中央電気工業株 <u>施設の処理能力 390 t/日</u></p> <p>⑦S. P. E. C(株) <u>処理方法混錬・不溶化追加</u> <u>施設の処理能力訂正・追加</u> <u>選別破碎 1,920 t/日</u> <u>脱水 720 t/日</u> <u>混錬・不溶化 960 t/日</u></p> <p style="text-align: right;">(2018 年 6 月 1 日)</p>	<p style="text-align: right;">(2018 年 4 月 27 日)</p>
<p>第 1 条～第 16 条 (変更なし)</p> <p>表 1 乙の事業の範囲 <u>川崎工場 蒸留を追加</u> <u>川崎工場 固化不溶化を追加</u></p> <p>表 2 甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分場所、方法及び処理能力 処分事業場 <u>川崎工場 蒸留を追加</u> <u>川崎工場 固化不溶化を追加</u> 処分事業場に川崎工場追加に伴い<u>川崎工場の産業廃棄物の種類を追加</u></p> <p>表 3 最終処分場の場所、方法及び処理能力 ④新井総合施設(株) <u>君津環境整備センター追記</u></p> <p>⑤S. P. E. C(株) <u>施設の処理能力訂正</u> <u>脱水 1200 t/日</u></p> <p>⑧大平興産(株)大塚山第三処分場 <u>施設の処理能力訂正</u> <u>2,937.275 m³</u></p> <p style="text-align: right;">(2018 年 9 月 3 日)</p>	<p>第 1 条～第 16 条 (省略)</p> <p>表 1 (省略)</p> <p>表 2 (省略)</p> <p>表 3 (省略)</p> <p style="text-align: right;">(2018 年 6 月 1 日)</p>